

慰霊巡拝実施要領

1 趣旨

政府は昭和28年から戦没者遺骨の収集に努力を重ねてきたところであるが、本事業の特殊性からすべての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であることから、肉親が亡くなった現地で、慰霊・追悼を行いたいという関係遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者、又は旧ソ連・モンゴル地域において抑留中に死亡した者（以下、抑留中死亡者という。）を対象として、慰霊巡拝を行う。

2 方針

(1) ① 旧主要戦域における慰霊巡拝

戦域毎に計画的に実施することとし、当該地域付近の海域については、船舶による海上慰霊行事を行う。

② 旧ソ連・モンゴル地域における慰霊巡拝

抑留中死亡者の埋葬地が存在する行政管区毎に計画的に行う。

(2) 慰霊巡拝は、別に定める選考基準による遺族代表により行う。

(3) 慰霊巡拝の実施にあたっては、参加者に対し旅費の補助として支給される補助金の支払いを行う民間団体（国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体（法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備されていること。）であって営利を目的としない団体。以下同じ。）を公募する。

(4) 公募により選定した民間団体に対しては、参加者の旅費の3分の1相当額の補助金を交付する。

3 方法

- (1) 慰霊巡拝団は、実施地域の特殊性に応じ必要な班数に分けて実施することとし、各班は訪問地において相手国の事情の許す限り、戦没者あるいは抑留中死亡者の所縁の地（もしくはその近郊）において現地慰霊を行う。
- (2) 慰霊巡拝団は、実施地域の戦没者又は抑留中死亡者を対象とした合同追悼式を行う。